不法係留船対策の概要

資料-3

Ⅰ 不法係留船対策の現状と課題

河川区域内の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭設置や船舶流出による河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、油漏れによる水質事故の発生、一般公衆の自由使用の妨げ、景観の阻害等さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こす

不法係留船の数が多く、また係留場所も散在しているため、実効性のある対策を計画的かつ段階的に講ずる必要があった。そのため、協議会の設置、第１次計画及び第2次計画を策定し、対策を進めてきた

平成28年度の304隻から減少したが、R6年度末現在174隻の不法係留船があり、揖斐川中流部に不法係留船が多数存在している。令和7年度より第3次計画による対策を進めている

木曽三川下流部における不法係留船数の推移

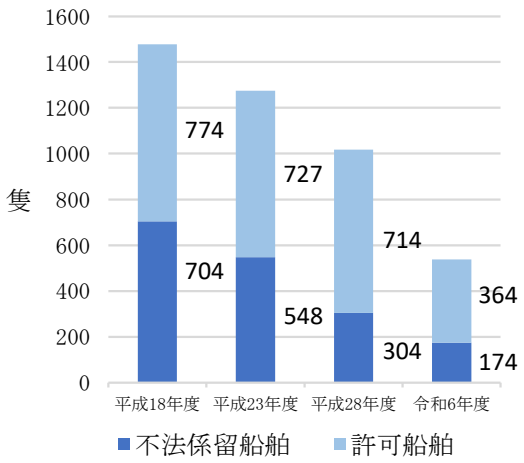

Ⅱ 対策の背景、法的根拠

通達	平成10年	計画的な不法係留船対策の促進について（通達）
計画等	令和6年	三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性
	令和7年	木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第３次）
法律		• 河川法第24条（土地の占用の許可） • 河川法第26条第１項（工作物の新築等の許可） • 河川法第29条第１項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可） • 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止） • 刑法261条（器物損壊等） • 河川法施行令第16条の４第１項第２号イ（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

Ⅲ 関係機関の連携・協力

各実施項目については、協議会の場を活用しつつ、連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行うものとする

啓発活動

合同パトロール
（R6　桑名市、警察、国交省）

連名の注意看板

令和６年４月１８日撮影　変形護岸（塩田マリーナ）

係留船等実態調査